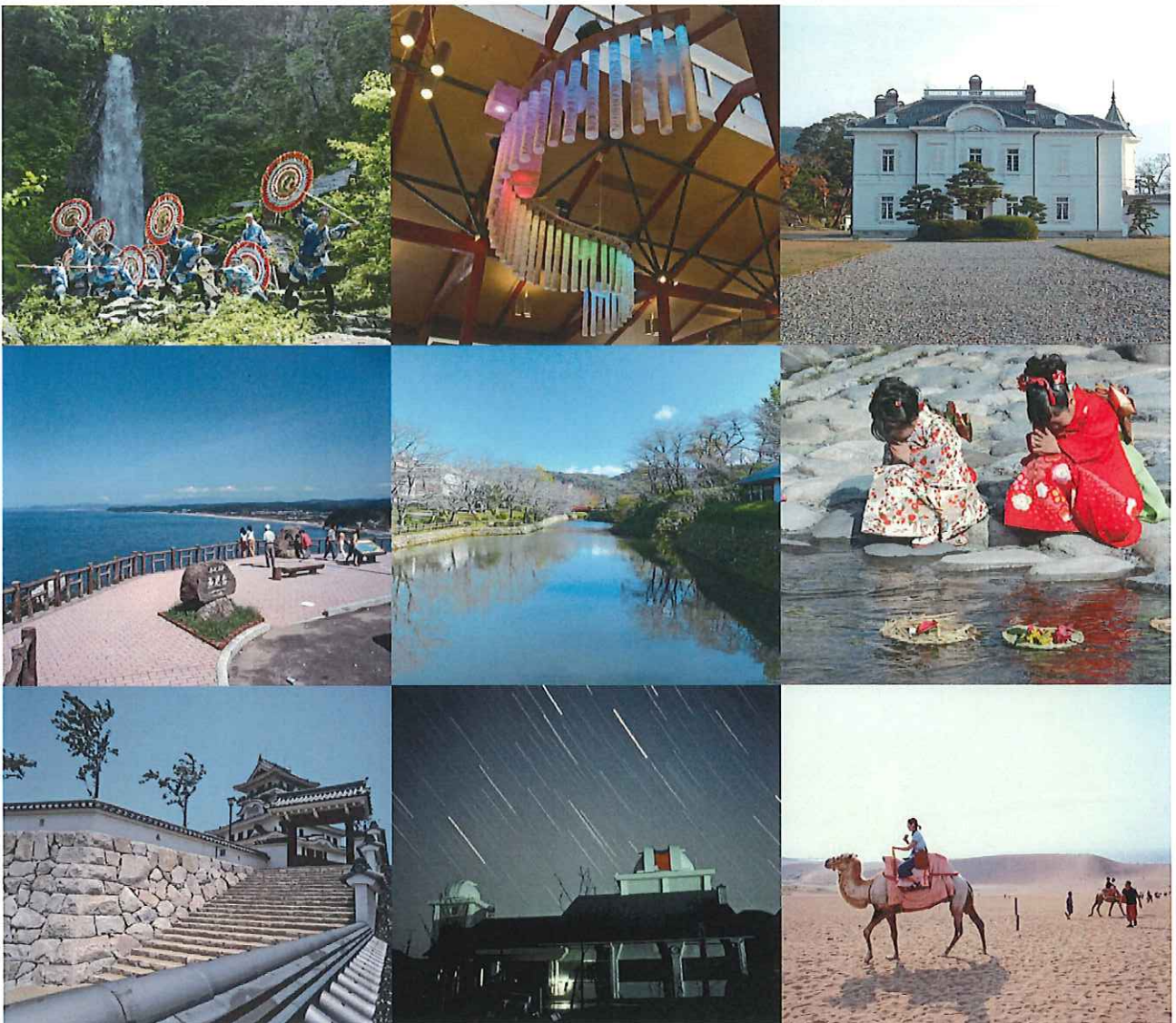


自分たちの町は自分たちの手で!!
支え合い助けながら、より豊かな町づくりを!!

町内会長活動の手引き

【令和元年 12 月 改訂版】



写真提供：鳥取県

鳥取市自治連合会

目次

| | |
|-------------------------|---------------|
| 1. はじめに | 1p |
| 2. 連携する自治組織 | 1p |
| (1) 町内会とは | |
| (2) 地区自治会とは | |
| (3) 鳥取市自治連合会とは | |
| 3. 町内会の役割について | 2p |
| 4. 町内会の運営について | 3p |
| (1) ルールを決めよう | (2) 会議をしよう |
| (3) 役割を決めよう | (4) 活動を決めよう |
| (5) お金を管理しよう | (6) お知らせしよう |
| (7) 地域の魅力を伝えよう | |
| 5. 仲間を増やそう | 5p |
| (1) 加入の現状 | (2) 加入へのアプローチ |
| 6. 町内会加入のメリットについて | 6p |
| (1) 町内会に加入しない主な理由は？ | |
| (2) でも、加入することで問題解決！ | |
| 7. 地域コミュニティについて | 7p |
| (1) 考えてみよう？ | |
| (2) 活動しています！ | |

1. はじめに

町内会組織は、住民同士の自由な意思によって結成され運営される任意の団体です。

町内会は、私たちの日常生活において、いろいろな課題を解決しながら住みよい町づくりを中心となって推進する重要な役割を持っています。

「町内会長活動の手引き」は、町内会の独自活動と地区自治会組織や各種団体の活動への参画など基本的項目を取り上げています、参考にさせていただき、それぞれの地域（町内会）にあった取り組みを実践してください。

2. 連携する自治組織

町内会活動は、町内会、地区自治会と鳥取市自治連合会が連携し、支援を受けて行われています。

(1) 町内会（831 町内会）とは

町内会は、町（区）内や地域など一定の区域の住民を単位として構成されています。

(2) 地区自治会（41 地区）とは

地区自治会は、小学校区（新地域※¹は総合支所）を基本とした区域内の町内会などの連合組織です。

(3) 鳥取市自治連合会（以下自治連合会という）とは

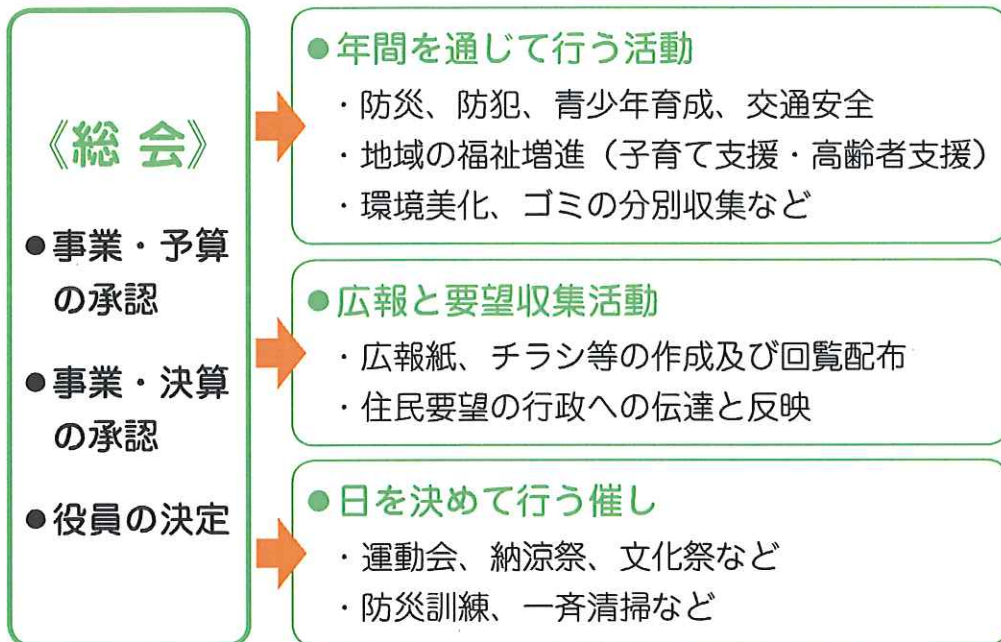
自治連合会は、市内の町内会を会員として組織し、その運営は各地区自治会の代表者で構成する地区会長会が行っています。

※¹ 新地域とは、合併前の 国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷の町村です。

3. 町内会の役割について

(1) 町内会を組織する住民の皆さんが十分話し合ったうえで、運営方法や活動内容を決めていくことが大切です。
また、町内の住民の方々のふれあいと、支え合い、助け合いを図ることを目標に町内会活動を推進していくことが大切です。

(2) 町内会長は町内会総会を開催して、町内会員の意見を参考にして、年間の取組などを決定します。



町内会は、この社会を維持する為に、活動しています。



4. 町内会の運営について

(1) ルールを決めよう（規約・会則）

町内会は、住民の自由意思で結成される任意団体で、法令により規約や会則を作る義務はありませんが、ルールを明文化しておくことで新規加入の人にも会のこと分かりやすく、安心して活動できます。

規約に記載する内容（例）

会の名称・目的・事業・会員の定義・役員の種別と任期・会議の種類・会費

(2) 会議をしよう（総会・役員会）

住民の皆さんの会への信頼を高めるためにも、少なくとも年に1度は全員に呼びかける「総会」を開催しましょう。

総会開催の手順

議案を作る→開催を通知→開会→議案審議・議決→閉会

(3) 役割を決めよう（役員）

暮らしやすい町を作る・新しい人との出会いなど貴方の力が安心・安全な町につながります。

主な役割

会長・副会長・書記・会計・監事・幹事・班長・専門部長等

(4) 活動を決めよう（事業計画）

町内会では清掃活動や親睦事業、防災訓練などの活動に取り組んでいます。無理のない範囲で行うことが大切です。

(5) お金を管理しよう（会計）

お金を適正に扱うことは、町内会が住民から信頼される最も大切なことです。

主な仕事

収入・支出管理、予算書・決算書作成、会計監査

(6) お知らせしよう（広報）

広報紙・ポスター・回覧などを利用して、町内会の行事予定や活動成果を広く知らせることが、町内の一体感を高めるために重要です。

町内会活動に関心の薄い方も、広報紙などを目にするすることで、町内会の頑張っている姿に興味を持っていただけるきっかけとなります。

主な広報

全戸配布広報紙・回覧チラシ・ポスターなど

(7) 地域の魅力を伝えよう

自分の住んでいるまちの歴史や自然など、今まで知らなかったことを知ることによって、地元への愛着が湧いて、活動への参加につながります。

地域の魅力

歴史・文化、自然、人、お店など



5. 仲間を増やそう（町内会加入促進）

（1）加入の現状

- ・町内会加入促進の取り組みは、自治連合会の重点活動項目として取り組んでいます。
- ・いざというときに、頼りになる人が身近にいることが大切です。（町内会）
- ・町内会の加入状況は近年、集合住宅（マンション・アパート等）の新築増により、加入が年々減少傾向となっています。
- ・町内会加入のメリットを伝え、加入の増加を図る必要があります。

（2）加入へのアプローチ

- ・町内会への加入・未加入は個人の自由とはいえ、同じ町内に住んでいるのだから、一緒に活動し仲良くしたいものです。
- ・「入るのが当然」という高圧的ではなく、「安心して暮らすため・一緒に住み良い町にするため」に町内会へ加入してもらうよう勧誘しましょう。
- ・マンションなどの入居者にも町内会に加入してもらいましょう。（住宅事業者にも協力をしてもらいましょう）

※加入促進用パンフレットは、自治連合会に常備しています。

※鳥取市自治連合会・鳥取県東部宅地建物取引業協会・鳥取市の3者間において加入促進協力に係る協定を締結しております。

勧誘の方法

勧誘は段階的に、安心・防災を強調して、不安感を和らげましょう。

6. 町内会加入のメリットについて

(1) 町内会に加入しない主な理由は？

- ① 町内会費の負担
- ② 役員になりたくない
- ③ 近所付き合いが面倒
- ④ 町内会に入らなくても困らない（ゴミ出し・市報の入手など）
- ⑤ 高齢で活動に参加できない などです。

(2) でも、加入することで問題解決！

- ① 「水害・火災・地震……誰に助けを求めますか？」

解決 …身近な町内会が頼りです。

- ② 「子育て不安はないですか？」

「独り暮らしに不安はないですか？」

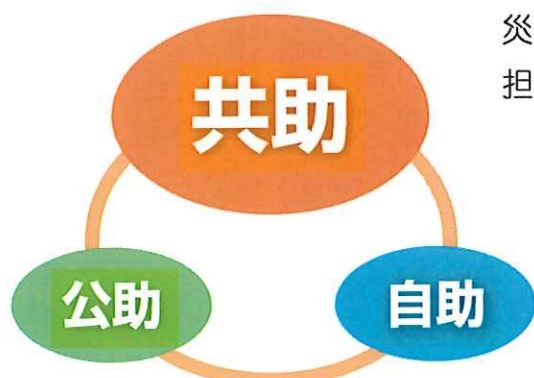
解決 …地域で子育て支援活動や高齢者福祉活動（高齢者の集い・ふれあいサロン）を行っています。

- ③ 「子どもの安全・安心は確保されていますか？」

解決 …地域で児童の登下校見守り活動、およびパトロールによる防犯活動を行っています。

- ④ 「近所で不審者が出没していませんか？」

解決 …地域で防犯活動（防犯灯の新設維持管理・防犯パトロールなど）を行っています。



災害時の共助の
担い手は町内会



7. 地域コミュニティについて

(1) 考えてみよう？

- ・町内会（自治会）の役割は、地区内に居住する住民の方々の「地域コミュニティ」の大切さ・必要性を理解し、各地域が行う“まちづくり”を推進することです。
- ・「地域コミュニティ」の必要性を、地域住民の方々に理解していただき、加入促進に繋げてください。

(2) 活動しています！

「地域コミュニティ（まちづくり）協議会」

① 青少年健全育成

- ・子ども会などの活動を通じて、地域で子どもを見守り育てます。

「青少年健全育成協議会・子ども育成協議会・PTAなど」

② 環境・安全

- ・ごみの集積場所、公園の清掃、紙などの資源回収で、快適でエコなまちを作っています。
- ・防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り、夜間を照らす防犯灯の維持管理など、安全なまちを作っています。
- ・また、防災訓練や避難所の運営、水・非常食の備蓄・管理など、災害時に助け合える、安心なまちを作っています。

「自主防災会・防犯協議会・交通安全協会・子ども見守り隊・消防団など」



③ 保健・福祉

- ・子どもや高齢者の見守りなどで、みんなが支え合うまちを作っています。
- ・配食サービスなどを通じて、独居高齢者などの安否確認を行っています。

「社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・婦人会など」

④ 生涯学習

- ・地域みんなが、いつまでも健康で過ごす取組や、学習を通じて社会生活を身につける活動を推進しています。

「健康づくり協議会・体育会協議会・公民館など」

⑤ その他の活動

- ・お祭り、運動会、納涼祭などで、みんなが集える、交流できる、楽しいまちづくりを行っています。



鳥取市の町内会対象助成について

1. 地域コミュニティ育成支援事業交付金

協働推進課 0857-30-8176

- *地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する次の事業の一部を助成します。
 - ・運動会等のスポーツ活動
 - ・地域内の文化的な活動
 - ・その他この事業の趣旨にふさわしい事業（町内会が計画・管理する設備の整備等）

2. 集会所建築等補助金

協働推進課 0857-30-8176

- *町内会集会所を新築、改修、増築、取得、賃借等を行う場合その費用を助成します。

3. コミュニティ助成事業（宝くじ助成）

政策企画課 0857-30-8012

- *（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成

4. 防犯灯の取替え事業

道路課 0857-30-8351

- *防犯灯をLED化する事業

5. 新規防犯灯設置事業

道路課 0857-30-8351

- *夜間の犯罪防止のため、防犯灯を設置します。

6. 小型除雪機無償貸与制度

道路課 0857-30-8351

- *除雪車の入らない市道や歩道を市民と行政が協働して除雪作業を行うために小型除雪機（機種出力10馬力）を無償で貸与

7. 地域コミュニティ除雪活動支援事業

協働推進課 0857-30-8176

- *大雪時に町内会等が行う自主的な除雪活動を支援することにより、地域コミュニティ活動の下支えを行います。

8. 原材料支給制度

道路課 0857-30-8351

- *市道等の有効な利用と利便性向上を図るため、町内会などが実施する市道や公衆用道路の整備に対して、使用する原材料を支給します。

鳥取市の町内会対象助成について

9. 土地改良施設の補修等工事にかかる資材の支給

農村整備課 0857-30-8317

*土地改良施設の補修等工事にかかる資材を支給します

10. 鳥取市道路アダプト制度

道路課 0857-30-8351

*市民ボランティアと行政が相互に協力して保全や美化などの道路愛護活動を行い、安全・安心・快適な道路環境づくりを進めます。主に美化清掃、緑化、補修、損傷情報の通報活動等

11. 社会奉仕活動等補償制度

鳥取市ボランティア・市民活動センター 0857-29-2228

*鳥取市自治連合会は、この制度に加入しています。

自らの利益を目的とせず、無報酬（実費弁償を除く）で労力を提供する活動のうち、次に掲げる日帰りの活動において傷害事故、損害賠償事故が生じた場合補償の対象になります。

- (1) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設その他の公共施設又は公共的施設の環境整備活動
- (2) 防火、防災、防犯、交通安全、公共衛生及び青少年愛護のための活動
- (3) 高齢者、障がい者等社会的弱者に対する看護、援護、更生等の活動
- (4) 鳥取市の事業に協力する活動
- (5) (1) から (4) までに類する活動



鳥取市自治連合会事務局

〒680-0845

鳥取市富安2丁目104-1（鳥取市高齢者福祉センター内）

☎ 0857-20-0100 ・ fax 0857-20-0141

URL : <http://chiiki.city.tottori.tottori.jp/tottori-jichiren>

（注）本書は町内会長の引継ぎ書類として、交代の際は必ず引き継いで下さい。